

反対討論（要旨）

2003年第3回定例会 まつざき真琴

私は、日本共産党を代表し、今議会に知事より提案されました議案のうち的主要なもの、請願・陳情の委員会審査結果についての主要なものについて反対討論をおこないます。

まず、議案第92号、93号、106号、107号についてであります。これは、いずれも人工島関連の補正予算ならびに工事契約の締結について議決を求める議案であります。

そもそも一昨年に策定した「財政改革プログラム」自体を2年も待たず改定せざるを得なくなった危機的な県財政状況のもとで、人工島関連予算だけは、聖域として見直しがなされないまま、予算執行されていくことについて、賛成できないのであります。

本議会の私の一般質問に対する知事の答弁でも明らかになったように、この人工島のもたらす経済効果についてさえ、現時点における検証がなされておりません。

知事が答弁で示された経済効果としての数字は、1997年の「鹿児島港人工島地域活性化促進計画策定調査」でとりまとめたものがベースになっています。さらに知事は、その中では大型観光船の経済効果も検討されていると答弁されましたが、その数字自体、沖縄本島に寄港した定期クルーズ船での観光消費の調査結果を鹿児島にあてて試算したものであります。その後、この国際観光船による経済効果の試算というのは、鹿児島市議会の特別委員会の審議の中で、その試算の根拠となる国際観光船が示されましたが、そのほとんどがバハマ諸島、アラスカ、パナマ、南カリブ、北欧、ニューイングランド、アメリカ西海岸などを航行海域としており、鹿児島に寄港するはずもない船であることが明らかになりました。次にクイーンエリザベス2世号の代わりに2000名の乗員の船を何とか見つけようとしたのでしょう。県は、ノルウェージャンウィンド号という国際観光船を示し、いかにも根拠があるような説明をされましたが、その船もアジアクルーズを中止していることが、日本共産党市議団の調査でわかりました。

私は、当時鹿児島市議会の人工島問題の特別委員会を毎回のように傍聴しておりまして、鹿児島県がどうして、すぐにでも根拠がくずれると思われる数字を示してくるのか不思議でしたが、そのわけがよくわかりました。先に人工島ありきで、その経済効果や費用対効果など問題ではない。県民にとって人工島が必要かどうかという検証などもともとする

気がない、ということが明白であります。だからこそ、国際会議場や見本市・展示場、多目的広場などの上物の計画も予算もまったく検討されず、経済情勢、県財政がこれだけ厳しくなった今日も、知事は、その数字をそのまま使い「県勢の浮揚発展に必要不可欠」と叫ぶしかないのですね。

人工島建設は、以上述べたことをはじめ、県民にとって、まさに典型的な無駄遣いであり、県財政が危機的状况の中、「聖域なき改革」として、一日も早く事業の見直し、中止をすべきであります。よってこれらの事業を含む関連予算、工事契約議案には賛成できません。

次に、陳情1004号「防衛庁を『省』に昇格することを求める陳情」についてであります。これは、不採択にすべきことを主張いたします。

その理由の第1は、防衛庁を省に昇格させるという問題は、単なる名称の変更ではなく、日本という国のあり方自体を変えることを意味するということです。省昇格を進める側が強調しているのは、省昇格というのは、国防、安全保障についての国家の基本的な姿勢を明確に示すことだということです。ここでいう国家の基本姿勢というのは、憲法9条に基づき戦争をしないという国の形を、戦争をする国に作り変えていくことにほかなりません。すでに周辺事態法、テロ対策特措法、有事立法、イラク特措法と、憲法違反の海外派兵法が作られ、今度は、憲法九条そのものを変える明文改憲の動きさえ顕著になってきています。しかもそれは、アメリカ一国の利益を国連憲章、世界の平和秩序の上に置き、他国に対して先制攻撃を行うというアメリカの世界戦略に従っての戦争であります。

私は、ここであらためて憲法9条の持つ意義を訴えたいと思います。

国連憲章が定めるように、現代の世界は、戦争は違法という流れの中にあります。この流れの中で、恒久平和主義を最も徹底させた先駆的なものとして憲法9条が位置づけられております。1999年5月の100カ国が参加したハーグ市民平和会議は、行動指針として「公正な世界秩序のための10の基本原則」をとりまとめ、その第1項に「日本国憲法の世界化」として「各国議会は、日本国憲法9条のような、政府が戦争をすることを禁止すべきである」と宣言の中でうたっています。これは、平和と進歩の国際的流れを反映しています。私たちが、軍事大国への道ではなく、日本とアジアの平和、世界の平和のために、憲法9条に基づく道を進み、21世紀に平和の礎を築くことは後世への責務と言えるものであります。

理由の第2は、主要各国では、省になっているということでありす

が、そもそも日本国憲法は、その前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し」と述べ、第9条は、国権の発動による武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄すること、国の交戦権は、これを認めないとしています。9条を中心にした平和憲法をもつ日本と他の国々を比較すること自体に問題があります。

理由の第3は、テロ対策、災害対策などは、防衛庁の昇格とは直接かわりがないことということです。

以上の理由から、本陳情は、不採択とすべきと考えます。

次に陳情4014号「ジェンダーの改善・解消をはかるための教育を求める陳情書」についてであります。これは委員会審査で「不採択」となりましたが、これは「採択」すべきであることを主張いたします。

6月議会では「ジェンダーフリー教育をおこなわないよう求める」陳情が採択され、さまざまな議論をよびました。

本県の「県男女共同参画推進条例」には、その前文に「すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである」とあります。これについては、ほとんどのみなさんが、当然であると理解される内容であると思います。しかし、頭で理解していることと、実際の行動とは別であります。

たとえばひとつの例で示してみます。今、夫婦でともに仕事をしている家庭というのは大変増えていると思いますが、子どもの世話、掃除、洗濯、食事の用意や後片付けなど、夫婦のどちらがしていることが多いでしょうか。もちろん、労働時間、帰宅時間、正社員なのか、パートやアルバイトなのかという雇用形態など、夫と妻で条件は違うでしょう。しかし、多くの場合は、妻がやるのが当然で、自覚のある夫でさえも「手伝ってやっている」「協力してやっている」という意識ではないでしょうか。よく考えてみてください。家事を女性がやらなければならないという理由がありますか。どちらがやってもいい。夫が早く帰ればおっとがやればいい妻が早く帰れば妻がやればいい。そうではないでしょうか。そうならないために、女性は、子育てのために、介護のために、続けたい仕事が続けられなかったり、続けたとしても男性と同じように仕事に十分に自分の役割を果たせなかったりしてきたのではないのでしょうか。だからこそ、県の「男女共同参画推進条例」の前文に続けてあるように、「依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている」とのべられているのです。

この問題を解決していくには、教育の力によるところが大きいといえ

ます。子どものころから、男として、女としての生き方を分けて考えさせるのではなく、いかに個性と能力を発揮して自分らしく生きていくかを考えさせ、それを実践していく、そのことこそ、条例にあるように「男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会」を築いていくのです。

私は、本陳情をより理解するために、小学校、中学校の先生からお話を聞きました。その現場の先生によると、自分たちは何も特別なことをしようとしているわけではない。必要もなく、男女を分けたり、区別したりするのではなく、男女が平等であり、自然に一緒に混ざっている状態をつくりたいと思っているだけだと話されました。もちろん着替えや身体測定などを男女で分けてするのは当然です、と。そして、加えて話されました。地方の学校に行けばいくほど、保護者のお母さんたちはみんな仕事を持ち働いています。そして、家事も子育ても介護も全部一人で背負って苦労しています。もうこんな苦労は次の世代の子どもたちにはさせたくない。そのために、私は、男女は平等であると教えていますと。

本陳情は、「ジェンダーフリーという言葉がつかわれており、様々な解釈のある方針はとるべきではない」というのが不採択の理由としてあげられました。であるとすれば、6月議会で採択された「ジェンダーフリー教育をおこなわないよう求める陳情」も「ジェンダーフリー」という定着していないとされる言葉が使われていたのでありますから、不採択すべきであったと考えられます。

本陳情の「ジェンダーフリー」という言葉は、「男性と女性との固定的な役割分担意識をなくする」という意味で使われており、本県の男女共同参画推進条例の理念と合致していることは、陳情の趣旨や理由を見れば明らかであります。

本来、その中身を十分に検討すべきことが、その使っている言葉でもって定義づけがなされていないからという理由で、判断されるのは、県民の信託を受けた議会としてとるべき態度ではないと考えます。

以上の理由から、本陳情は採択すべきであることを主張し、私の討論を終わります。